様式第13号（第20条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（申請者）　　様

沖縄市上下水道事業管理者

上下水道局長

監督処分通知書

　　年　　月　　日 付け決定通知書にて承認した工事等について、下記のとおり監督処分します。

記

1. 処分区分

□ 承認の取消し

□ 条件の変更

□ 工事の中止

□ 工事の変更

□ その他

（　　　　　　　　　　　　　　）

２．処分内容

３．処分理由

この処分における不服申立てについて、裏面にて教示致します。

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、沖縄市長に対して審査請求することができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、沖縄市を被告として（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市上下水道事業管理者上下水道局長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。